

改正労働安全衛生法に対応

検知管を用いた手法を中心とした

受講料  
無料

簡易リスクアセスメント手法

セミナー開催します

平成29年1月18日から全国7か所で開催

対象：化学物質を製造または取り扱うすべての事業者

### セミナーのトピック

改正労働安全衛生法の  
ポイント

検知管の測定結果で  
リスクアセスメント

改正安衛法に基づいた  
リスクアセスメントの方法

検知管を用いた測定の  
ポイント

(同時開催)

危険性スクリーニング支援ツールWebシステムのデモンストレーション

検知管は安価かつ特別な専門知識がなくても簡易に測定ができる特徴があります。本セミナーでは、リスクアセスメントの方法を解説するとともに、短時間作業を対象とした、改正労働安全衛生法対応に活用できる検知管を用いたリスクアセスメント手法について解説するとともに検知管を用いた測定のポイントについて専門家から解説を行います。ぜひご参加ください。

併せて、平成28年5月に厚生労働省「職場のあんぜんサイト」で公開した危険性スクリーニング支援ツールのWebシステムを開発しましたので、簡単なデモンストレーションを行います。(公開は、平成29年4月以降。) ※電話、FAXなどでの申し込みは受付けておりません。

お申し込み・詳細は、下記URLから！

<https://www.mizuho-ir.co.jp/topics/2016/kenchikan.html>



# セミナー開催日程

平成29年  
1月18日(水)  
名古屋

13時～16時  
名古屋サンスカイルーム  
2階A室

名古屋市中区錦1丁目18番22号名古屋ATビル  
【最寄駅：地下鉄(東山線・鶴舞線)「伏見」駅】

平成29年  
1月24日(火)  
仙台

10時～14時  
(休憩1時間)  
仙都会館8階

宮城県仙台市青葉区中央2-2-10  
【最寄駅：JR「仙台」駅、JR仙石線「あおば通」駅など】

平成29年  
1月26日(木)  
広島

10時～14時  
(休憩1時間)  
広島県JAビル10階  
講堂AB

広島市中区大手町4丁目7-3  
【最寄駅：地下鉄(空港線)「天神」駅など】

平成29年  
1月27日(金)  
博多

10時～14時  
(休憩1時間)  
チクモビル大ホール

福岡県福岡市中央区天神3-10-27  
【最寄駅：地下鉄(空港線)「天神」駅など】

平成29年  
1月30日(月)  
東京  
【A日程】

10時～14時  
(休憩1時間)  
大手町サンスカイルーム  
27階A室

東京都千代田区大手町2-6-1  
【最寄駅：JR「東京」駅、東京メトロ「大手町」駅など】

平成29年  
2月1日(水)  
東京  
【B日程】

10時～14時  
(休憩1時間)  
大手町サンスカイルーム  
27階A室

東京都千代田区大手町2-6-1  
【最寄駅：JR「東京」駅、東京メトロ「大手町」駅など】

平成29年  
2月7日(火)  
大阪

10時～14時  
(休憩1時間)  
新大阪丸ビル別館  
10階10-1号室

大阪府大阪市東淀川区東中島1-18-22  
【最寄駅：JR「新大阪」駅、御堂筋線「新大阪」駅など】

## プログラム

1. 改正労働安全衛生法の概要
2. 検知管を用いたリスクアセスメント手法の紹介
3. 同手法のリスクアセスメント支援ツールの紹介
4. 検知管を用いた測定のポイント
5. 危険性スクリーニング支援ツールWebシステムのデモンストレーション

※都合により一部順番が前後する恐れがあります。あらかじめご了承ください。

## 安衛法の改正により、リスクアセスメントが義務化！！

一定の危険性・有害性のある化学物質※1について

- 危険性又は有害性※2等の調査(リスクアセスメント)の実施が義務付けられました。※3
- 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務※4があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務※5となります。
- 業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業者が対象です※6。

- ※1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質(平成29年3月1日に、27物質が追加)
- ※2 ここでの「又は」は、どちらか一方でよいという意味ではない
- ※3 施行日は平成28年6月1日
- ※4 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合、当該規則に基づく措置を講じることが必要
- ※5 法令に規定がない場合、結果を踏まえた事業者の判断により必要な措置を講じることが努力義務
- ※6 リスクアセスメントの具体的な実施方法は「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成27年9月18日付け指針公示第3号)を参照